1 条例制定の背景・目的

条例制定の背景

札幌のまちづくりでは、これまで、町内会・自治会が地域における住民相互の連帯感を醸成する機能を担うとともに、地域住民の暮らしや福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。

平成7年の阪神・淡路大震災では、町内会・自治会とともに、NPOやボランティア 団体などの市民による自主的・自発的な活動が、地域の復興に大きな力を発揮したこと が注目を集めました。さらに、平成10年には、NPO活動を支援・促進する特定非営 利活動促進法が制定されることにより、時代の流れの中で、市民活動が大きな力を持つ に至り、まちづくりにおいて果たす市民活動の重要性・影響力について広く認識される ようになりました。

札幌市においても、このような多様な市民活動や、事業者(企業・商店街など)の社会貢献活動が行政の限界を超えるものとして強く認識されてきており、新しい時代のまちづくりを担う活動として、大きな広がりを見せています。

このことから、札幌市としては、これからのまちづくりにおいて、

町内会・自治会活動、NPO活動及びボランティア活動を含む幅広い市民活動を支援・ 促進することにより、互いに支え合う仕組みをつくることが必要であると考え、市民活動への支援策等を盛り込んだ「(仮称)札幌市市民活動促進条例」を、平成 18 年度中に 策定することを目標に準備を進めています。



条例制定の理由

なぜ、市民活動促進条例が必要なのでしょうか。また、条例を策定することで得られる利点は何でしょうか。

- (1) 条例で定めることにより、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性や市 民活動の促進のための仕組みづくりに対する理解を市民に深めてもらい、より多くの 市民の支援と協力を得ることにつながります。
- (2) 市民、事業者及び市が相互理解のもと、お互いが持っている人材、情報などの資源 を提供し合い、協働を進めていくことを条例で定めることにより、市民全体の共通の 認識にすることができます。
- (3) 市民活動を一層促進していくためには、これまで行われてきた市民活動を取り巻く 課題や問題点を整理したうえで、支援するための基本的なルールや仕組みを、条例と いう形で、しっかりと法的に位置づけることにより、将来に向けて、市民の皆さんに 約束していくことが必要と考えています。



条例制定の目的

この条例は、市民活動の促進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、市民がまちづくりの担い手として行う活動の促進を図り、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とします。

そのためには、市民、事業者及び市が目的を共有し、協働を進めることが必要です。 さらには、協働のあり方が条例の中でしっかりと位置づけられることが、市民活動促進 のための基本であると考えます。